

<取引業者の皆さまへ>

いくつかの大学において公的研究費の不正使用が発覚するなど、大学の信用を失墜させ、国民の信頼と負託を大きく損なう事案が発生しました。研究費の不正使用事案には、取引業者が加担する事案も多く存在します。

本学におきましては、不正使用防止に向け厳格に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

<公的研究費の不正使用について>

公的研究費の不正使用とは「実体を伴わない虚偽の書類（架空取引・架空請求）を作成し、実体があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為」です。

① 預け金

取引業者に架空取引（物品を架空発注）を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、そのお金を預け金として取引業者に管理させる行為

② 書類の書換え（差替え、品替え、品転）

取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる行為

③ 期ずれ

過年度に納品となっている物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為

<公的研究費の不正使用に対する処分>

① 取引停止

- ・本学では、不正又は不適切な行為を行った業者に対し、取引停止の措置を行います。
- ・取引停止等の措置を講じた場合は、取引業者名を含め、その内容を文部科学省に公表いたします。

<法令順守と不正に関与しない旨の誓約書の提出について>

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、一定の取引実績や不正リスク要因・実効性等を考慮し選定した取引業者に対し、本学の不正対策に関する方針、ルール等を周知の上、「誓約書」を提出していただきます。

誓約書の内容は以下のとおりです。

- (1) 貴学の研究費・運営費等の原資が、学納金、公共的資金等によって賄われてお

り、貴学が適正な資金執行に税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において一切の不正を行わないこと。

- (2) 国の法令、指針、並びに貴学の学内規則等を遵守すること。
- (3) 貴学の職員から預け金等の不正経理、法令違反につながる不正行為を要求された場合には、断じて応じないとともに、貴学に速やかに通報すること。
- (4) 貴学が行う監査等に際し、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力するとともに、

当社に法令違反、本誓約に反する行為等が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。

- (5) 貴学に信頼される製品・システム・サービスを提供すること。
- (6) 貴学との取引において知りえた情報、機密情報等は、いかなる理由があっても第三者に漏洩・開示しないこと。

旨の「誓約書」を提出していただきますので、よろしくお願いいたします。

<公的研究費不正使用に関する相談窓口・通報窓口の設置について>

本学教育職員から架空発注や虚偽の書類の作成などの不正と思われる取引の相談や要請等があった場合は、速やかに不正使用等に関する「通報窓口」にご連絡ください。